

経営者のための

銀行交渉術

と最新税務情報



第114号

令和4年5月31日(火)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■グループ通算制度への移行に伴う法人税の改正■

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度に代わってグループ通算制度が導入されました。グループ通算制度への移行だけでなく、移行に関連して受取配当等の益金不算入制度の改正も行われましたが、連結納税制度を適用していた法人以外でも完全支配関係のある法人の有無に関係なく、今まで単体納税を適用しているすべての法人に影響のある改正となりますので、十分ご注意ください。

(1) 株式等の区分判定

関連法人株式等又は非支配目的株式等の判定について、完全支配関係がある他の法人の有する株式等を含めて判定することとなりました。結果としてすべての区分で「自社所有分+完全支配関係のある法人の所有分」で保有割合等を判定することになりますので、受領する配当ごとに100%グループ内で保有する株式等につき異動状況を確認する必要があります。下記の例では、完全支配関係のあるA社とB社が配当計算期間Iではその計算期間を通じてX社株式を40%保有しているため、X社株式は関連法人株式等に該当します。しかし、配当計算期間IIでは20%しか保有していないことから関連法人株式等ではなく、その他の株式等に該当することになります。B社は配当計算期間IIに係る配当を受け取る場合、A社の保有状況に変更が生じているかどうかの確認が必要です。

		計算期間I		計算期間II	
X社の配当計算期間					
X社株式の保有割合 (A社とB社は完全 支配関係あり)	A社	20%	20%	0%	
		20%	20%		
		関連法人株式等 (両社で40%保有)		その他の株式等	

(2) 控除負債利子の計算

関連法人株式等に係る配当等から控除する負債利子額が、次に掲げる金額のうちいちばん小さい金額とされました。 a) 関連法人株式等に係る配当等の額×4%相当額 b) 適用事業年度の支払利子等の額の合計額×10%相当額 改正前は当期末及び前期末における総資産の帳簿価額、関連法人株式等の帳簿価額を集計する必要があったためにその作業に時間を要することもありましたが、改正後はこれらの集計が不要になりましたので事務負担も軽減するものと思われます。

(3) 基準日及び効力発生日の明確化

短期保有株式等並びに関連法人株式等、完全子法人株式等及び非支配目的株式等の判定等の基礎となる「基準日」について、配当等を受ける者を定めるための会社法に規定する基準日（株式会社以外の法人がする配当等については基準日に準ずる日とし、基準日又は基準日に準ずる定めのないものについては配当等がされる日）であることが明確化されました。

(出典 税務懇話会)